

# デイサービスセンター「あさひ園」

## 指定通所介護事業所運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人旭会が開設するデイサービスセンター「あさひ園」指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護状態にある高齢者に対して、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の管理者や職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター あさひ園
- (2) 所在地 千葉県四街道市山梨 1488-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
事業所職員の管理、業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上  
利用者又はその家族と相談の上、通所介護計画を作成し、サービス提供方法等について十分な説明を行う。
- (3) 介護職員 利用者の数が15人までは1人以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保する。  
通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (4) 看護職員 営業日ごとに1名以上  
利用者の健康管理、介護職員等に対する技術指導を行う。
- (5) 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上  
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間とサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜日まで営業
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。  
ただし、管理者が認めた場合はその限りでない。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分とする。  
(送迎時間を除く)
- (4) 利用定員 1日当たりの通所介護に通所型サービス、介護サポートサービスを含めて25名とする。

### (通所介護の内容)

第6条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）

- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 食事

(通所介護の利用料等)

第7条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が、法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 通常の事業の営業時間外の利用については、別に定める料金表によるものとする。

ただし、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。

(2) 次条の通常の実施地域以外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。

(3) 昼食代 605円

(4) おむつ代

(5) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 事業所は介護保険法関係法令の改正等ならびに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することができる。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、四街道市、佐倉市及び千葉市の一部区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の使用法に従って使用するものとし、これに反して使用したことにより生じた損害は利用者が賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った被害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的な計画をたて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の事項)

第15条 事業所は、全ての指定通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、良質なサービスの提供ができるよう適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど常に職員の資質向上に努めるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、退職後もこれらの秘密保持について遵守することを雇用契約の条件とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人旭会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月18日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。（介護保険法及び介護報酬改定に伴う変更）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。